米国教育使節団報告書における「特殊教育」記述

一教育的インテグレーションの視点から一

渡部 昭男*

The Sentences on Special Education

in the Reports of the first and second United States Education Mission to Japan —from a Viewpoint of Educational Integration for the Handicapped—

WATANABE Akio

戦後日本の「特殊教育」は、日本国憲法及び教育基本法の下、具体的には1947(昭和22)年3月31日に公布された学校教育法(より直接的には「第6章 特殊教育」)において規定され、枠付けられている。この戦後の「特殊教育」制度に対しては、今日、障害児の教育的インテグレーションの観点から様々な意見が出されているり。そこで改めて、公布後すでに半世紀を迎えようとしている学校教育法の成立時に立ち帰って、戦後教育改革における「特殊教育」法制の意義および課題を探ってみたい。

本稿では,戦後教育改革に大きな影響を与えた第一次 および第二次の米国教育使節団報告書における「特殊教 育」記述を検討する。

I. 第一次米国教育使節団報告書における 「特殊教育」記述

1. 最終報告書における「特殊教育」記述

1946年3月30日に提出され、連合国軍最高指令官マッカーサーの声明文を付して4月7日に公表された『米国対日教育使節団報告書』(Report of the United States Education Mission to Japan:以下,第一次米国教育使節団報告書)は、「第3章 初等及び中等段階の教育行政(III. ADMINISTRATION OF EDUCATION AT THE PRIMARY AND SECONDARY LEVELS)」の「必要な調整」(Necessary Adjustments)において、「特殊教育」に関連した記述を行っている。文部省『特殊教育百年史』は、「この数行の文章が、その後の学校教育法の就学義務、盲学校、顰学校、養護学校、特殊学級に関

する諸規定を定めるに当たっての重要な根拠となっているとみるべきであろう」²⁾と述べて、歴史的な評価を与えている。

確かに、先行研究は、第一次米国教育使節団報告書に「特殊教育」記述が存在することについては注目し、義務制に関連した評価を行ってきた³。しかし、その記述の教育的インテグレーションに関連した内容はあまり問題にしてこなかった。第一次米国教育使節団報告書は、一体どのような「特殊教育」制度を構想していたのであろうか。

まず,以下に原文を記す。

Attention should be given, at appropriate levels, to physically handicapped and mentally retarded children. Separate classes or schools should be provided for the blind and deaf and for other seriously handicapped children whose needs can not be met adequately in the regular schools. Attendance should be governed by the regular compulsory attendance laws.⁴⁾

わずか3センテンスを、どう理解し、訳出すればよいのであろうか。「特殊教育」記述に関する訳文(1970年代)を幾つか検討してみよう。

① 荒川勇•他「第九編 特殊教育」 『日本近代教育百年史 6』(1974) ⁵⁾

身体的および精神的に障害のある児童に対しては,各年齢層に応じて注意を払うことが必要である。盲, 聾児ならびにその他の重い障害を有する児童で, 通常の学校ではその者のもつ諸要求が適正妥当に満足させられない

^{*} 鳥取大学教育学部障害児教育教室

キーワード:米国教育使節団報告書,特殊教育,統合,分離

者については、彼等のために分離された学級、または学校が、用意されなければならない。その就学は、普通の強制就学法によって規定されなければならない。

②宮原誠一・丸木正臣・伊ケ崎暁生・藤岡貞彦『資料 日本現代教育史1』(1974)のおよび伊ケ崎暁生・吉原公一郎編・解説『戦後教育の原点2 米国教育使節団報告書他』(1975) 7 [相違箇所は括弧内に示した]

適当な段階において、身心の発育不良な児童に注意しなくてはならぬ。目の見えぬ者や耳の聞えぬ者のために、また正規の学校では十分にその必要を満し得ぬ非常に不利な条件を持つ(っ)た児童のために別個の学級または学校を設けなくてはならない。生徒の就学は、正規の義務教育令によつ(っ)て取締るべきである。

③文部省『特殊教育百年史』(1978) 2)

身体障害や精神薄弱の児童に対しては、それぞれの学校の程度に応じて注意を払うことが必要である。盲児、 聾児及びその他、通常の学校では十分にその必要を満た されない重い障害を有する児童に対しては、特別の学級 又は学校が用意されなければならない。その就学につい ては、通常の義務教育法によって規定されなければなら ない。

④村井実『アメリカ教育使節団報告書』(1979) 8)

肢体不自由児や知恵遅れの子供たちに対しては、それ ぞれ適切な段階で注意が払われなければならない。盲人 や顰啞者、その他身体的に大きなハンディキャップをも つ子供には、正規の学校では彼らの要求に充分に応じる ことができないので、特別のクラスあるいは特別の学校 が用意されなければならない。彼らの就学は、正規の義 務教育令によって取り扱われるべきである。

内容の理解と翻訳に際して、幾つかの検討課題があろう。

「第1センテンス]

1) 「children」は、「児童」(①②③)「子供たち」(④)と訳されている。第一次米国教育使節団報告書の第3章は初等教育及び中等教育の段階について論じた章である。従って、初等教育段階で用いる「児童」ではなく「児童・生徒」もしくは「子ども(たち)」、ないし単に「児」の方が適切である。

高等学校にあたる「upper secondary school」の段階 をも含めた記述であることに、留意すべきである。 2) 「at appropriate levels」とは、何のレベルを指すのであろうか。「各年齢層」(①)や個々の子どものニーズのレベルととれないこともない。しかし、報告書の第3章のタイトル(ADMINISTRATION OF EDUCATION AT THE PRIMARY AND SECONDARY LEVELS)から、「初等及び中等教育学校(前期一lower、及び後期一upper)の段階に応じて」と理解することが自然であろう。また、前置詞として「on」ではなく「at」が使用されていることも、こうした理解を助ける。

ここにおいても、初等のみでなく、また義務教育の前期中等段階まででもなく、後期中等教育を含めた上で、適切な学校教育段階において(応じて)、「attention」が払われなければならないとしているのである。「attention」とは、注意、留意、配慮などの意味である。

3) 注意の払われるべきは、身体障害児及び「mentally retarded children」に対してである。「mentally retarded children」の適切な日本語訳については、現在も論争中であるが、「精神薄弱児」を改めて「精神遅滞児」と訳されることが多くなっている。「handicap」に関しても、今日では「impairment(機能・形態障害)」「disability(能力不全)」と区別して、「社会的不利」と訳し分けることもある。「physically handicapped and mentally retarded children」で総じて「心身障害児」を表していたとみてよい。

[第2センテンス]

1) 「特別の」(③④) の原文は「separate」である。なぜ、「special」ではなく「separate」が使用されたのか。「regular」とは異なる「別個の」(②) 学級・学校という分離的なニュアンスである。直訳すれば、「分離された」(①) となる。

第1センテンスを受けて、払われるべき「attention」 の具体例として、特に記述されたものである。

2) 「別個の学級または学校」が用意されるべき対象児は、第1センテンスの「心身障害児」一般よりも限定されている。関係代名詞「whose」の先行詞が盲・聾児をも併せ含むとの解釈(①④)もあるが、その際には「for the blind, deaf, and other seriously handicapped children whose…」となるのが自然である。従って、文の構成からみて、この場合の関係代名詞「whose」は直前の「other seriously handicapped children」を先行詞とする制限用法となる。すなわち、「盲・聾児と、通常の学校ではそのニーズが十分には満たせない程度に重度の他の(盲・聾以外の)障害児」には、「別個の学級または学校」が用意

されるべきであるとしているのである。

「seriously」で表される程度や範囲は時代的な規定を 受けるものの、逆に言えば、通常の学校でそのニーズが 満たされる障害児の存在を前提としている。

[第3センテンス]

1) 「attendance」とは、どの範囲の就学のことであろうか。心身障害児全般の就学ともとれる。しかし、センテンスの順序からは、「別個の学級または学校」への就学のことである。学級や学校は「separate」であったとしても、その就学は通常の義務教育法によって規定・管理されるべきなのである。

以上を整理すると, 今日的には, 以下のように訳出することが妥当なように思える。

相応する学校教育段階において、心身障害児に対して 配慮が払われねばならない。盲児、聾児および通常の学 校ではそのニーズが十分に満たせない程度の重度障害児 には、別個の学級または学校が用意されるべきである。 その就学は通常の義務教育法によって規定・管理される べきである。

結論から言えば、第一次米国教育使節団報告書は、障害児の教育的インテグレーションに関して、三つの重要な意味を有していた。

第一は、法レベルでの障害児教育の統合(インテグレーション)である。この点において、報告書の結論は明 快である。

第二は、6・3・3制レベルでの包摂である。報告書の基調は、6年制の初等教育—3年制の前期中等教育—3年制の後期中等教育という単線型(a single system)の学校教育体系の確立にあった。そして、各段階に応じた障害児への「attention」を想定していた。ただし、それ以上明らかではない。

第三は、形態レベルでの分離である。この点において、誤解してはならないのは、「全てを分離せよ」としているわけではなく、盲・塑児及び通常の学校ではニーズの満たせない程度の重度障害児の「separate」を予定していることである。ただし、形態レベルでの分離と統合の具体像は、それ以上明らかではない。

2. 第三委員会報告書における「特殊教育」記述 第一次米国教育使節団報告書の「特殊教育」記述の意 味を明確にするために,報告書の作成過程をみてみよう。

作成過程に関しては、アメリカ側の対日占領資料の公開が進む中で、新たな事実が判明している。土持ゲーリー法一氏の研究成果によると、第一次米国教育使節団報告書の「特殊教育」記述は、最終報告書をまとめる約1週間前の3月23日に提出された「米国教育使節団第三委員会報告書一初等学校および中等学校における教育行政」(以下、第三委員会報告書)において、すでに準備されていたことが分かる。注目すべきことに、最終報告書の「特殊教育」記述とは微妙に相違する部分を含んだ記述なのである。

第三委員会報告書の「特殊教育」記述を, 土持氏の訳 文から引用しよう⁹。

普通の小学校、中学校、高等学校において心身障害児のための課程や特定の(および特別の)学習が用意されなければならない。彼らの学校における就学は、通常の就学義務に関する法律によって管理されなければならない。 <u>盲・聾啞者</u>(盲・聾児)に対する<u>特殊学校</u>(特別の学校)が用意されなければならない。(/改行)互いに種類を異にする課程間、学校間の転学が生徒にあまり損失や不都合なしにおこなわれなければならない。

さらに筆者自身も直接確認した原文を掲げる¹⁰(筆者自身による訳語の訂正は、上記にアンダーラインの後の括弧内に示した)。

Courses and special work should be provided in the regular elementary, middle and higher schools for physically and mentally handicapped children. Their attendance at these schools should be governed by the regular compulsory attendance laws. Special schools should be provided for the blind and the deaf.

Provision should be made for easy transfer of pupils from one course to another or from one type of school to another with the minimum loss or inconvenience to the pupils.

最終報告書と第三委員会報告書との相違は,以下の4 点である。

① 第三委員会報告書には4つのセンテンスがあり、転課程・転学に際する不利益の除去に言及した第4センテンスは最終報告書では削除されている。なお、土持氏の訳は1段落となっているが、実際は2段落に分かれてい

- る (ただし, 内容的に接続したものと推測された)。
- ② 第1センテンスにおいて,第三委員会報告書は,明瞭に通常の学校での心身障害児への配慮(心身障害児のための課程および特別の学習)を述べている。最終報告書の第1センテンスでは,その意味するところがぼやかされている。
- ③ 第三委員会報告書の第3センテンスでは、盲・顰児 に特別の学校が設けられるべきであるとしている。最終報告書の第2センテンスでは、「special (特別の)」が「separate (別個の)」に転じたとともに、学校に加えて別個の学級が追加され、しかも対象児が盲・聾児以外の重度の障害児にも広げられている。
- ④ 第2センテンスと第3センテンスの順番が入れ替わっている。

これらの4つの相違点は、極めて重要である。「attention」の主な例として形態レベルでの分離を述べた最終報 告書の第2センテンスは、第三委員会報告書では就学義 務規定を述べた第2センテンスに続く第3センテンスに あたる。従って、センテンスの順番からして、第三委員 会報告書は、通常の学校での障害児教育を想定しつつ、 追加的に盲・聾児にあっては特殊学校が設けられるべき ことを述べていると理解できる。また,第4センテンス がなくなったことで, 第三委員会報告書は流動的かつ柔 軟な移動を想定しているのに対して, 最終報告書では転 課程や転学をあまり想定しない固定的なイメージが強い。 さらに,義務教育法において管理されるべき就学も,第 三委員会報告書ではすべての心身障害児の(通常の学校 への) 就学のことであると理解できるのに反して, 最終 報告書では特殊学級及び特殊学校への就学ととれる。な によりも、「special」が「separate」に置き換えられたこ とは、大きな変化であった。

第三委員会報告書が、形態レベルにおける可能な範囲での統合(通常の学校での教育的配慮)をも想定したものであったことは、さらに第三委員会報告書の下書きいを見ることで理解できる。

Courses in regular schools and some special schools should be provided to furnish proper education for all types of physical handicapped children including the blind, the hard of hearing and the deaf.

Provision should be made in all schools for easy transfer of pupils from one course to another or from one type of school to another with the minimum loss or inconvenience to the pupils.

第1センテンスは次のように訳せる(なお,第2センテンスは「in all schools」があることを除いて第三委員会報告書の第4センテンスと同一である)。

盲、難聴、顰を含むすべてのタイプの身体障害児に適切な教育を提供するために、通常の学校に彼らのための課程を設けたり、幾つかの特別な学校を設置すべきである。

下書きには、第三委員会報告書の第2センテンスにあたる記述はない。そして、下書きの第1センテンスが第三委員会報告書の第1センテンスと第3センテンスに分化されている。下書きから第三委員会報告書への変化の特徴は、①通常の学校で配慮を行うべき対象が身体障害児だけでなく心身障害児に広げられたこと、逆に、②特別な学校の設置はあらゆるタイプの身体障害児から盲・顰児に限定されたこと、である。

すなわち、形態レベルにおいても通常の学校での教育 的な配慮を述べた第三委員会報告書の意図は明白であっ た。そのニュアンスが、最終報告書においては失われて いるのである。その経緯は不明であるが、このことは戦 後の「特殊教育」の展開を大きく変えたやも知れず、看 過できない変更であったといえよう。

3. 「特殊教育」記述の日本側の理解

第一次米国教育使節団報告書は、当然のことながら英語原文のまま公表された¹²。英語を直接理解できる知識人は、どのように理解し訳出したのであろうか。また、一般国民は、どのような翻訳表記によって報告書を読んだのであろうか。

(1) 川本宇之介の理解

「特殊教育」の専門家として、報告書の「特殊教育」 記述に特別の関わりを持っていた川本宇之介(1888-1960 年)をみておきたい。

先行研究¹³⁾は、川本(当時、東京聾啞学校長)の要請で 第一次米国教育使節団報告書に「特殊教育」記述が挿入 されたとしている。川本自身がその著書において、以下 のように記していたからである¹⁴⁾。

(前略) 著者は所定の日時に、帝国ホテルにフリーマン教授を訪問し、本邦特殊教育の現状と、その不振の原

因を述べ、就学義務制の必要を力説した。著者はこの特殊教育は、報告書に掲げられているか、どうかと念をおしたら、フリーマンは 報告書はほとんどでき上っているが、特殊教育のことは、何も書いてないと言う。そこで著者は、米国のごとく特殊教育の盛んな国の使節団が、全くこの教育を無視したとあっては、使節団の為めにも、はなはだ残念だと力説し これを報告書のうちに書きいれてほしいと熱誠をこめて希望した。フリーマンは承知した、あなたの希望の点は書入れるように尽力しようと断言された。(後略)

フリーマンとは、カリフォルニア大学(バークレイ校)教育学部長のフランク・N・フリーマン(Frank N. Freeman)¹⁵⁾のことである。川本がフリーマンと会見できたのは、3月何日のことであろうか。史実的には未判明である¹⁶⁾。本論の課題にそくして言えば、後に教育刷新委員会の委員にもなる川本宇之介が、報告書の「特殊教育」記述を学校教育法における「特殊教育」の法制化につなげる上で、少なからぬ影響力を持っていたということである。

「特殊教育」の専門家である川本は,第一次米国教育 使節団報告書の「特殊教育」記述を次のように訳してい る。

①『総説特殊教育』(1954) 17)

身体的および精神的に遅れている児童を、適当なレヴエルにまであげるべく注意を向けられるべきである。特別の学級または、学校が、盲とろう、その他はなはだしい障害を受けている児童のために、設置されねばならぬ。それは彼等の要求が、普通の学校では、適当にみたされないからである。就学は普通の強制就学法によって規定されねばならぬ。

②『盲聾教育八十年史(草案)』(1958) 18)

身体的および精神的に障害のある児童に対する注意が、 各年令層において、与えられねばならぬ。盲およびろう 児ならびにその他の重い障害を有する児童にして、教育 の必要性が、適当に普通の学校においてみたされ得ない 場合には、彼等のために分設された学級または学校が、 用意されなければならない。その就学は、普通の強制就 学法によって規定されねばならぬ。

川本の①の訳出は、第1センテンスおよび第2センテンスにおいて特異である。

第1センテンスに関しては、「at appropriate levels」を「適当なレヴエルにまであげるべく」と意訳している。「at」よりもむしろ前置詞「to」がふさわしい訳である。第2センテンスに関しては、1センテンスを2つの文に分けて翻訳している。関係代名詞「whose」の先行詞に盲・顰をも含め、「whose」以下を特別な学級または学校を設置すべき論拠として強調している。

川本は、数回の海外渡航経験を持ち、英語も堪能であった。②のように原文に即した翻訳も行っている彼が、通常の学校の限界を強調して思い切って①のように意訳した意図は、通常の教育へ混合して曖昧にされないよう別立ての「特殊教育」を振興するために意図的に読み込んだものとも思える。

(2) 各種の翻訳

これに対して、訳者が「特殊教育」の専門家ではない、 一般に市販された翻訳本を見てみよう。

①金川義人・他『平和国家への道(米国教育使節団の報告)』(1946)¹⁹⁾

それぞれの程度の学校において、不具者、低能児や聾啞児等や、その他普通の学校では充分な教育を施し得ない不具児童のためには、特殊な学級あるひは学校を設けなければならない。その入学は義務教育法によるべきである。(第1センテンスの訳の後半部分が脱落)

②国民教育社翻訳部『アメリカ教育事情 第三輯 合衆 国教育使節団報告書』(1946)²⁰⁾

不具者及び精神薄弱児童に対しても、妥当な教育水準を設けて、教育的関心が払はるべきである。正規の学校では適切に要求が満たされ得ない盲聾啞者や其の他の重大な欠陥のある児童たちのためにも、夫々学級もしくは学校が設けらるべきである。通学については正規の義務教育法規が適用さるべきである。

③国際特信社訳『マックアーサー司令部公表 米国教育 使節団報告書 (全文)』(1946)²¹⁾

身体劣位または精神発達の遅れた児童には、それぞれ 適当な段階に於て注意が払はれなければならない。盲聾 その他著しく劣位にあつて正規の学校ではその必要に応 ずることの出来ない児童のためには特別の学級若くは学 校を設けられなければならない。この就学も正規の義務 教育令で取締られるべきである。 ④鈴木清訳『日本教育改造案 マ総司令官への米国教育 使節団報告書』(1946)²²⁾

適当な段階に於いて、心身に欠陥ある子供に対して注意が払はれるべきである。盲聾者其他正規の学校では、 その要求が正しく満されない欠陥の甚しい子供には、特別の学級や学校が用意され、そこへの就学は、正規の義務教育令によって取締らるべきである。

⑤文部省「米国教育使節団報告書―聯合国最高司令官に 提出されたる一」『文部時報』第834号 (1946) ²³⁾

適当な段階において、身心の発育不良な児童に注意しなくてはならぬ。目の見えぬ者や耳の聞えぬ者のために、また正規の学校では十分にその必要を満し得ぬ非常に不利な条件を持つた児童のために別個の学級または学校を設けなくはならない。生徒の就学は、正規の義務教育令によつて取締るべきである。

⑥渡邊彰訳『米国教育使節団報告書―原文・訳文―』 (1947)²⁴⁾

身体的に欠陥があり精神的におくれている児童のためには、それぞれの学校の程度に応じて、注意を払う必要がある。盲聾児童やその他普通の学校では十分にその必要を充たしてやることができないほどの養護児童のために、別個の学級や学校を設けなければならない。この就学も普通の義務教育法で取締るべきである。

⑦石山脩平「教育の機会均等」『アメリカ教育使節団報告 書要解』(1950)²⁵⁾

適当な段階において、身心の発育不良な児童に注意しなくてはならぬ。盲者や聾者のために、また正規の学校では十分にその必要を満たしえぬ非常に不利な条件をもった児童のために、別個の学級または学校を設けなくてはならない。生徒の就学は、正規の義務教育令によつてとりしまるべきである。

⑧文部省調査局調査課『米国教育使節団報告書一全一』 (1952)²⁶⁾

適当な段階において、身心の発育不良な児童に注意しなくてはならぬ。目の見えぬ者や耳の聞えぬ者のために、また正規の学校ではじゅうぶんにその必要をみたし得ぬ非常に不利な条件を持った児童のために別個の学級または学校を設けなくはならない。生徒の就学は、正規の義務教育令によって取締るべきである。

⑨文部省『盲聾教育八十年史』(1958) 27)

身体的および精神的に障害のある児童に対しては、各年齢層に応じて注意を払うことが必要である。盲・聾児ならびにその他の重い障害を有する児童で、通常の学校ではその者のもつ諸欲求が適正妥当に満足させられない者については、かれらのために分離された学級、または学校が、用意されなければならない。その就学は、普通の強制就学法によって規定されねばならぬ。

各翻訳の相違点は、「at appropriate levels」の訳、「whose」の先行詞、「separate」の訳など、1970年代の翻訳の場合と同様である。また、すでに見たように、第三委員会報告書の第1センテンスには、通常の学校での「特別な課程や学習」の構想が明確に示されており、曖昧な表記に修正されたとはいえ、最終報告書においても「特殊教育」は「別個の学級または学校」における教育だけではないことが、今日的には言外に読み取れた。しかし、時代的な制約からそのことに着目した「特殊教育」記述の翻訳・解説はなかったといえよう。

II. 第二次米国教育使節団報告書における「特 殊教育」記述

第一次米国教育使節団から約4年半後,1950年8月27日に第二次米国教育使節団が来日した。第一次の団員数27名に対して,第二次はわずかに5名であったが,全員が第一次の団員として来日していた。小規模な団編成ではあったが,第二次米国教育使節団の目的は,「先の教育使節団が戦後日本の教育改革の指針として示した『報告書』の勧告内容が,その後どの程度まで具体的に実行され,さらに改善されるべきいかなる問題を残しているか,ということを調査・研究し,それを新たな『報告書』にまとめて提出することにあった280」とされる。第二次米国教育使節団報告書の「特殊教育」記述は,第一次米国教育使節団報告書の「特殊教育」記述と無関係ではなく,何らかの連続性をも有するものと見てよい。

1. 第二次使節団への文部省および日教組の報告書

文部省は,第二次米国教育使節団に対して,第一次米 国教育使節団報告書以降の戦後日本の教育改革の進展状 況に関する報告書『日本における教育改革の進展』を提 出した。

その中では、まず、「盲学校およびろう学校においても 9年の義務教育が実施されることになったが、これは、 機会均等の教育理念を実現する上で,著しい進展である²⁹」との評価を行っている。そして,「第二章 学校制度の改革」に「四 特殊教育³⁰」の節を設けて,①盲・ろう学校の義務制の学年進行状況,②養護学校の未開設,③小学校における特殊学級の設置の進展状況,④中学校における特殊学級の設置の遅れ,⑤就学奨励の現状と課題などが述べられている。

政策主体側の文部省とともに、要求運動側の日本教職員組合も、『米国教育使節団への報告書-REPORT TO THE AMERICAN EDUCATION MISSION TO JAPAN』と題する英文報告書を第二次米国教育使節団に提出した。そして、「第8章 学校の各段階に関する諸問題(Chapter 8 The problems regarding various levels of schools)」に「他の特殊学校に関する諸問題(THE PROBLEMS OF OTHER SPECIAL SCHOOLS) 31)」の項を4頁に渡って設け、50年来の教師と父母の願いであった盲聾学校の義務制実施に対する使節団への感謝を述べた上で、「特殊教育」の課題として①特殊学級および養護学校の増設、②就学奨励の充実、③教育財政の確保、④教員給与のアップ、⑤教育文化活動・出版活動への国の助成、⑥私立学校への国の助成に言及している。

言及した立場や項目に相違はあるものの、政策側および運動側の双方ともに、第一次米国教育使節団報告書の中の「separate classes or schools」・「compulsory attendance」等に関心を向けたものであり、通常の学校・学級の中での障害児への配慮には言及が及んでいないのが特徴である。

2. 第二次使節団報告書における「特殊教育」記述

第二次米国教育使節団は、1950年9月22日に報告書を連合国軍最高司令官マッカーサー元帥宛に提出した。これが、「第二次米国対日教育使節団報告書」(Report of the second United States Education Mission to Japan:以下、第二次米国教育使節団報告書)である。「特殊教育」記述の原文は以下のようである。

The problems do not stop with the need for additional school buildings and the teacher shortage. Educational opportunities for physically and mentally handicapped children-those thousands of children with permanent or remedial defects must have opportunities to have special education, while at the same time sharing as far as possible in the regular school program. Special schools should be provided

only when institutional care is necessary and should be operated by the board of education.

「特殊教育」記述に関する幾つかの訳文を列挙してお こう。

①誠文堂新光社訳『第二次米国教育使節団報告書』 (1950) ³²⁾

問題は校舎の増加の必要と教員不足に止まらない。身体的精神的障碍を有する児童に対する教育の機会の問題がある。一それらの数千の不治の或いは一時的な欠陥を有する児童は、出来るだけ正規の学校教育計画に参加すると同時に、特殊教育を受ける機会を与えられねばならぬ。特殊学校は彼等の教育に特別機関の保護が必要なる場合に限り設けらるべきであり、それは教育委員会によって運営されるべきである。

②日本放送教育協会『第二次米国教育使節団報告書』 (1950)³³⁾

問題は、学校建築の増加の必要と、教師の不足にとどまらない。身体的並びに精神的に欠陥を有する児童のために、教育の機会を与えること、すなわち数千の、永久的、または一時的不具児童を、正規の教育計画にできるだけ参加させると同時に、特別の教育をうける機会を持たせなければならない。特殊学校は、施設上の注意が特に必要である場合にのみ提供され、教育委員会によつて運営されなければならない。

③文部省調査局調査課『米国教育使節団報告書一全一』 (1952) ³⁴⁾

問題になる事がらは、校舎の増築の必要と、教員不足とにとどまらない。心身に故障があるものに対する教育機会、すなわち不治のまたは治療可能な故障をもつ数千を越えるこどもたちは、特殊な教育を与えられるとともに、同時にできうるかぎり通常の教育計画を享有する機会が与えられなければならない。特殊教育のための学校は施設による保護が必要である場合にかぎり設置されるべきであり、教育委員会の管理下に置かれるべきである。

第二次米国教育使節団報告書の「特殊教育」記述も、 わずかに3センテンスである。しかし、第一次米国教育 使節団報告書に比して文意は鮮明であり、訳出は大きく 相違しない。

[第1センテンス]

「特殊教育」記述は、「第2章 初等および中等段階の教育行政(II ADMINISTRATION OF EDUCATION AT THE PRIMARY AND SECONDARY LEVELS)」の中の「教育機会の拡大とサービスの拡充(Extended Educational Opportunities and Additional Services)」の項の冒頭にあり、第1センテンスは、直前にある校舎不足と教師不足の項から話題を転ずるためのものである。

「第2センテンス]

教育機会の拡大の冒頭に、「心身障害児の教育機会」の問題が提言されている意味は大きい。障碍が永続的か一時的かにかかわらず、心身障害児は特別な教育を受ける機会を与えられなければならない。しかも、同時に、可能な限り通常の学校のプログラムを享有しつつ、特別な教育を受ける機会の保障が進められなければならないとしているのである。

「第3センテンス]

「特別な学校」の「特別」は、「separate」ではなく「special」である。しかも、特別な学校は「institutional care」が必要な時のみ提供されるべきであると、限定的に記述されている。「institutional care」とは、施設入所処遇(学校教育に即して言えば寄宿舎入舎処遇)とでも訳すべきものであろう。

以上を整理すると, 今日的には, 以下のように訳出することが妥当なように思える。

問題は、校舎の増築の必要性および教師の不足にとどまらない。心身障害児の教育機会の問題である一すなわち、永続的または一時的な障碍を有する何千もの障害児に、可能な限り通常の学校のプログラムを享有させつつ、特別な教育を受ける機会を保障しなければならない。特別な学校は施設入所処遇が必要な場合にのみ提供されるべきであり、教育委員会によって管理されねばならない。

第二次米国教育使節団報告書においては、形態レベルにおける障害児の教育的インテグレーションへの留意が明白である。それは、第一次米国教育使節団の最終報告書においては曖昧な表現にとどめられたものであったが、第三委員会報告書の分析から明らかとなったように、第一次米国教育使節団報告書の基底にも存在した視点であった。そして、第一次報告書から約4年半を経た時点での、日本の戦後教育改革における分離施策傾向へのアメ

リカ側からみた警鐘でもあった。しかし、時代的な制約 からそのことの重要性は今日まで看過されてきたと言え よう。

III. 要約ならびに今後の課題

- 1) 戦後教育改革に大きな影響を与えた第一次米国教育 使節団報告書には、①障害児の義務教育就学に関する法 レベルでの統合、②障害児教育制度の6・3・3制度へ の抱摂を当然視するとともに、③形態レベルでの教育的 インテグレーションに関連しても、盲・聾児及び通常の 学校ではニーズの満たせない重度障害児の「separate」を 予定する中で、言外に通常の学校でニーズの満たしうる 障害児の存在を示唆していた。
- 2) ③形態レベルの教育的インテグレーションに関連して、可能な範囲での統合、すなわち必要以上に分離しないとする視点が、第一次米国教育使節団の第三委員会報告書およびその下書き、ならびに第二次米国教育使節団報告書において認められた。
- 3)教育的インテグレーションからみた第一次及び第二次の米国教育使節団報告書の「特殊教育」記述の意義は、日本側には①②が強調的にとらえられ、時代的な制約から③は看過された。
- 4) 第一次米国教育使節団報告書の第三委員会報告書およびその下書きに既に「特殊教育」記述が存在することから、川本宇之介の進言によって第一次米国教育使節団報告書に「特殊教育」記述が挿入されたとするこれまでの評価は再検討される必要がある。
- 5)第一次及び第二次米国教育使節団報告書の「特殊教育」記述が誰によって執筆されたものかは、今後の解明課題である。第二次米国教育使節団の5名の団員の内、団長のW. E.ギブンズ(第一次米国教育使節団時の職業一全米教育協会事務局長)、F.G. ホッホワルト(全米カソリック教育協会委員長)、P.A. ワナメーカー(ワシントン州公立学校教育長)の実に3名が第一次使節団の第三委員会に属していた。これら3名が鍵となるものと推察される。
- 6) 第一次及び第二次米国教育使節団報告書が背景とした1940年代のアメリカ合衆国における障害児教育の思潮を押さえる必要がある。
- 7) 第一次米国教育使節団報告書にかかわって、第三委員会報告書から最終報告書へ経過する間の記述の変更、 とりわけ形態的な統合への留意の曖昧化及び「special」 から「separate」への変更の経緯は今後の解明課題である。

変更の過程に、川本宇之介とフリーマンとの会見が影響を及ぼした可能性は残る。

- 8) 第一次及び第二次米国教育使節団報告書の「特殊教育」記述が、日本の「特殊教育」に関する法制、施策、運動などにどのような影響を及ぼしたのかは、今後の検討課題である。
- 9) 米国教育使節団報告書および戦後教育改革の全体の中に位置づけて「特殊教育」研究を進めることも今後の課題である³⁵⁾。

《謝辞》本論の執筆にあたり、名古屋大学の鈴木英一教授からトレイナー文書(Trainor Papers)の障害児教育関連の貴重な史料を御提供いただきました。また、清水貞夫(宮城教育大学)・高橋智(日本福祉大学)の両氏からも資料上の便宜を受け、安藤房治(弘前大学)氏には翻訳上の助言をいただきました。さらに、国立教育研究所教育図書館および滋賀大学附属図書館教育学部分館には史資料の閲覧に際してお世話になりました。末尾ながら記して感謝申し上げます。

《追記》本校は、平成6年度文部省科学研究費補助金一般研究(C)・課題研究番号06610239の成果の一部である。

《註》

1)日本教育学会会長も務めた大田堯氏は、「私は制度としての今日の義務制養護学校は、その成立過程ですでに問題になっていたが、成立後の実情からもやはり問題があると思う」と「制度としての養護学校」を問題視している(大田堯 [1990]「能力による区別と差別」『教育』第519号)。教育的インテグレーションの立場からの大田氏に対する批判としては、茂木俊彦(1994)「健常者と障害者の交流・共同と教育」『現代社会と教育⑥ 21世紀の人間と教育』大月書店がある。

また、津田道夫(1981)『障害者教育運動』三一書房は、「日本国憲法→教育基本法→学校教育法という、学校教育法体系のどこにも、盲児の学区小入学を権利として認めないという条文は存在しない」が、「行政立法・命令(政令、省令、通達など)の段階」になると障害児たちを学区校から閉め出す解釈・運用になっているとして、通常の学級における統合教育を進める立場ながら大田氏と異なって運用違憲の見解を採っている (p.102)。

- 2) 文部省(1978) 『特殊教育百年史』東洋館出版社, p. 176。
- 3) 上掲『特殊教育百年史』の他に、荒川勇・他(1976)

『日本障害児教育史』福村出版, p.114。

- 4) "REPORT OF THE UNITED STATES EDUCATION MISSION TO JAPAN SUBMITTED TO THE SUPREME COMMANDER FOR THE ALLIED POWERS," *Pearl Wanamaker Papers*(国立教育研究所教育図書館所蔵「ワナメーカー文書」)フィルムロール第1巻,ネガNo314-366の内のNo339。
- 5) 荒川勇・他(1974)「第九編 特殊教育」『日本近代 教育百年史 6 学校教育(4)』国立教育研究所, p.855。
- 6) 宮原誠一・丸木正臣・伊ケ崎暁生・藤岡貞彦(1974) 『資料 日本現代教育史1』三省堂, p.61。
- 7) 伊ケ崎暁生・吉原公一郎編・解説 (1975) 『戦後教育 の原点 2 米国教育使節団報告書他』現代史出版会, p.94。

なお,注6および7と同じ先行訳は『近代日本教育制度史料 第十八巻』講談社(1957) p.542 であるが,そもそもは文部省(1946)「米国教育使節団報告書一聯合国最高司令官に提出されたる一」『文部時報』第834号の翻訳によったものである。

- 8) 村井実訳・解説 (1979) 『アメリカ教育使節団報告書』 講談社, p.65。
- 9) 土持ゲーリー法一(1991)『米国教育使節団の研究』 玉川大学出版部, p.312。
- 10) "Report of Committee III of USEM-Administration of Education in Japan at Elementary and Secondary Levels," *Pearl Wanamaker Papers* (国立教育研究所教育図書館所蔵「ワナメーカー文書」) フィルムロール第1巻, ネガNo473-497の内のNo482。

なお,この第三委員会報告書に関しては,佐藤秀夫・他(1991)『戦後教育改革資料10 米国対日教育使節団に関する総合的研究』国立教育研究所,pp.173-198に収録されている。

11) "Report of Committee III of USEM-Administration of Education in Japan at Elementary and Secondary Levels," *Pearl Wanamaker Papers*(同前)フィルムロール第1巻、ネガNo458-472。

第三委員会報告書と同名のこの文書には作成日が記入されていないが、第三委員会報告書が25頁の通し番号であるのに対して、小項目ごとの番号の計15頁ものとなっており、下書きと想定される。土持氏はこの下書きに関しては言及していない。該当の箇所は、小項目「STRUCTURE AND FORM(機構と形態)」と題する4頁ものの4頁目(ネガNo468)である。

12) 米国教育使節団報告書は米国政府による公刊冊子 ("REPORT OF THE UNITED STATES EDUCA- TION MISSION TO JAPAN SUBMITTED TO THE SUPREME COMMANDER FOR THE ALLIED POWERS," Pearl Wanamaker Papers(「ワナメーカー文書」)フィルムロール第1巻,ネガNo422-457(1946年に Washington の United States Government Printing Office から公刊)の他に、日本で印刷された市販本があった(『REPORT OF THE UNITED STATES EDUCATION MISSION TO JAPAN(米国教育使節団報告書)』オリエンタル・エコノミスト(1946)、「ワナメーカー文書」フィルムロール第1巻,ネガNo368-421)。この本は、4月8日のマッカーサーの声明も掲載して定価は20円、1946年4月30日に初版を出し、同年11月15日に再版している。

13) 清水寛 (1969)「わが国における障害児の『教育を受ける権利』の歴史」[伊ケ崎暁生編 (1978)『教育基本法文献選集3 教育の機会均等』学陽書房所収] p.226, 前掲「第九編 特殊教育」p.855, 前掲『特殊教育百年史』p. 176, 加藤康昭・他 (1980)「学校教育法における障害児教育規定の成立とその意義」『季刊 教育法』第36号 p. 157, 加藤康昭 (1982)「戦後教育改革と障害児教育の諸構想一学校教育法の初期草案における改革構想を中心に一」『障害児教育学研究一荒川勇教授退官記念論文集』p. 103, 高橋智(1988)「川本宇之介」『人物でつづる障害児教育史〈日本編〉』日本文化科学社 p.125, など。

14) 川本宇之介(1954)『総説特殊教育』青鳥会 [湘南出版社 (覆刻1981)] p.410。

15) フリーマンの専門は、教育方法・教育心理学であり、「教員養成・教授法」を検討する使節団の第二委員会の委員長を務めた(鈴木英一[1983]『日本占領と教育改革』 動草書房 p.165,前掲『米国教育使節団の研究』p.287他)。16) 米国教育使節団を迎える日本側教育家委員会の第二部会が検討した項目として「特殊教育盲啞教育」が後から加えられ、フリーマンが委員長を務めた使節団の第二委員会の討議事項に関する要綱案にも「精薄児および遅進児のための教育(例、盲聾)」が追加されたという(前掲『米国教育使節団の研究』p.134, p.140)。当初の討議事項から抜けていたことは、確かに「特殊教育」の位置づけの弱かったことをうかがわせる。しかし、先に見たように第三委員会報告書には「特殊教育」記述が含まれている。

当初予定されていた説明の機会が使節団の日程の都合 上困難になったのを受けて川本がフリーマンと急遽会見 したのは、使節団一行が京都旅行を終えて帰京した1946 年3月20日(水)以降と想定される(米国教育使節団の 活動日程表は、前掲『日本占領と教育改革』pp.158-161)。同会見が第三委員会報告書(3月23日 [土])の出される前であるとの可能性を捨て去ることはできないが、さらにそれ以前の下書き段階における「特殊教育」記述の存在に照らしてみると、川本の記述を唯一の根拠として川本の進言によって米国教育使節団報告書に「特殊教育」記述が盛り込まれたとするこれまでの理解は、不適切であることが分かる(また、十年近く経過した時点で執筆された川本の記述には、「米国教育使節団が、昭和二十一年二月来日した」〔正しくは3月〕というように、誤りもみられる)。ただし、川本の会見が、第三委員会報告書から最終報告書(3月30日 [土])への修正に影響を及ぼした可能性はあろう。

いずれにせよ,「特殊教育」を検討したのは第二委員会 ではなく第三委員会と思われるが第三委員会報告書の「特 殊教育」記述が誰によって加えられたのか,最終報告書 までにどのような経緯で修正されたのか,等の解明が必 要である。

17) 前掲『総説特殊教育』p.411。川本は、1922~1924年に盲聾教育研究のために欧米に在外研究員として文部省より派遣された他に、1933年の国際聾教育会議にも出席するなどして、英語は堪能であった。彼がCI&E(民間教育情報局)に提出したとされる1946年5月1日付けの英文意見書「General View of Education for Handicapped Children in Japan」(名古屋大学教育学部鈴木英一教授所蔵)は、東京聾啞学校の便箋に流暢なる手書きにて14頁に渡ってしたためたものである。なお、この英文意見書は第一次米国教育使節団報告書が公表された後の日付であるが、報告書の「特殊教育」記述に関して直接的に言及した箇所はない。

18) 川本宇之介 (1958)『盲聾教育八十年史(草案)』文部省(謄写刷), p.282 [国立教育研究所教育図書館所蔵]。 19) 金川義人・他訳 (1946)『平和国家への道(米国教育使節団の報告)』民生書院, p.50 [国立教育研究所教育図書館所蔵]。同年5月10日付け発行で定価6円であった。第1センテンスの訳に脱落がある。

20) 国民教育社翻訳部訳 (1946)『アメリカ教育事情 第 三輯 合衆国教育使節団報告書』国民教育社, p.65[国立 教育研究所教育図書館所蔵]。同年 5 月31日付け発行で定 価 7 円70銭であった。

21) 国際特信社訳(1946)『マックアーサー司令部公表 米 国教育使節団報告書(全文)』同社, p.68 [国立教育研究 所教育図書館所蔵]。同年6月5日付け発行で定価15円で あった。

- 22) 鈴木清訳 (1946) 『日本教育改造案 マ総司令官への 米国教育使節団報告書』玉川出版部, p.75 [国立教育研究 所教育図書館所蔵]。同年 6 月30日付け発行で定価15円で あった。
- 23) 文部省(1946)「米国教育使節団報告書―聯合国最高 司令官に提出されたる一附 本報告に関するマッカーサ 一元帥の声明」『文部時報』第834号,帝国地方行政学会 p.27。同年11月10日付け発行で特別定価7円であった。
- 24) 渡邊彰 (1947) 『米国教育使節団報告書一原文・訳文 一』目黒書店, p.48 [滋賀大学附属図書館教育学部分館所蔵, 国立教育研究所教育図書館所蔵]。同書は, 日本国憲法発布の1946年11月3日に訳出を完了し,翌1947年6月20日付け発行で定価85円であった。
- 25) 石山脩平 (1950)「教育の機会均等」『アメリカ教育 使節団報告書要解』国民図書刊行会 p.62。
- 26) 文部省調査局調査課 (1952) 『米国教育使節団報告書 一全一』p.27。1952年初版で、1959年再版である。1946年の文部省「米国教育使節団報告書一聯合国最高司令官に提出されたる一」『文部時報』第834号の訳を、漢字を 2 か所ひらがなに改めているだけで、「設けなくてはならない」の「て」が脱落しているところまで同一である。
- 27) 文部省 (1958) 『盲聾教育八十年史』二葉株式会社, p.131。前掲「第九章 特殊教育」の訳は,この『盲聾教 育八十年史』の訳を下敷きにしていることが分かる。
- 28) 坂本保富 (1985)「解説 『米国教育使節団報告書』 --その成立経緯と内容および特徴-」『原典対訳 米国教

育使節団報告書』建帛社, p.251。

第二次米国教育使節団報告書の「序」は、「1946年に自 分たちがつくりあげた諸勧告事項の進歩状況と諸結果を 研究し」て、「さらに細部の検討を要するという教育問題 だけを扱う」と述べていた。

- 29) 文部省 (1950)「日本における教育改革の進展―1950 年 8 月第二次訪日アメリカ教育使節団に提出した文部省 報告書―」『文部時報』第880号, p.19。
- 30) 同上書, p.21。
- 31) 日本教職員組合 (1950) 『米国教育使節団への報告書ーREPORT TO THE AMERICAN EDUCATION MISSION TO JAPAN』pp.125-128 [国立教育研究所教育図書館所蔵]。
- 32) 誠文堂新光社訳 (1950) 『第二次米国教育使節団報告書』同社, p.15 [国立教育研究所教育図書館所蔵]。同年10月12日付け発行で定価60円であった。
- 33) 日本放送教育協会 (1950) 『第二次米国教育使節団報告書』日本放送出版協会, pp.15-16 [国立教育研究所教育図書館所蔵]。同年10月15日付け発行で定価50円であった。
- 34) 前掲『米国教育使節団報告書一全一』p.72。
- 35)「占領教育史研究において大切なことは、重箱の隅をほじくるような、視野の狭い実証研究にならないよう、常に全体の流れを構造的に把握し、包括的に考察する視点を失わないことであろう」との指摘は重要である(高橋史朗〔1984〕「概説・占領下の教育改革」『現代のエスプリNo209 占領下の教育改革』至文堂、p.21)。

ABSTRACT

The Sentences on Special Education
in the Reports of the first and second United States Education Mission to Japan
—from a Viewpoint of Educational Integration for the Handicapped—

WATANABE Akio

In the Report of the United States Education Mission to Japan submitted to the Supreme Commander for the Allied Powers in 1946 that had a great influence upon the Japanese educational reform after World War II, there were a few sentences on special education as follows:

Attention should be given, at appropriate levels, to physically handicapped and mentally retarded children. Separate classes or schools should be provided for the blind and deaf and for other seriously handicapped children whose needs can not be met adequately in the regular schools. Attendance should be governed by the regular compulsory attendance laws.

These sentences have been recognized generally as an important factor to establish the compulsory special

educational system in Japan, such as 'Centennial History of Special Education in Japan' published by the Ministry of Education, Science and Culture in 1978. But I would like to evaluate them from a viewpoint of educational integration for the handicapped in this paper.

The Report of the second USEMJ in 1950 that was not as influential as the first Report proposed a integrated system as follows:

Educational opportunities for physically and mentally handicapped children-those thousands of children with permanent or remedial defects must have opportunities to have special education, while at the same time sharing as far as possible in the regular school program. Special schools should be provided only when institutional care is necessary and should be operated by the board of education.

A serious question to arise is whether the first Report actually recommended a separate system. We have recently found out the draft of the first Report named "Report of Committee III of USEM-Administration of Education in Japan at Elementary and Secondary Levels" in Pearl Wanamaker Papers who was one of the members of the first and second USEMJ. It had noteworthy sentences on special education as follows:

Courses and special work should be provided in the regular elementary, middle and higher schools for physically and mentally handicapped children. Their attendance at these schools should be governed by the regular compulsory attendance laws. Special schools should be provided for the blind and the deaf. /Provision should be made for easy transfer of pupils from one course to another or from one type of school to another with the minimum loss or inconvenience to the pupils.

I can conclude that the first Report also had several aspects of educational integration:

- (1) it proposed an integral compulsory educational system governed by the regular compulsory attendance laws;
- (2) it desinged a single ladder system of six-year elementary level-three-year lower secondary level-three-year comprehensive upper secondary level, including special education:
- (3) and properly speaking, it recognized that an integrated system was desirable and special schools were provided limitedly.

But an unsolved question is why the word 'separate', because of that the first Report has been historically misunderstood as the recommendation of separate educational system for the disabled, was finally adopted instead of 'special'.